

**～千葉県先天性血液凝固因子障害等治療研究費の
新規申請及び住所移転の際の、住民票(写し)の添付が
原則不要となります～**

先天性血液凝固因子障害等治療研究費の新規申請及び住所移転の際には、住民票(写し)により、千葉県在住者の確認を行っていましたが、平成25年4月1日からは住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を利用して、確認を行います。

1 変更となる事務の概要

先天性血液凝固因子障害等治療研究費を新規申請される方及び、すでに受給されている方で県内での住所移転があった際の届出には、これまで、住民票(写し)により千葉県在住者の確認を行ってききましたが、今後は、住基ネットを利用して確認を行いますので、申請者が負担していた住民票の添付が不要となります。

2 対象となる方

- ・ 新規に申請される方
- ・ すでに受給されていて県内での住所移転があった方

3 その他必要な書類

- ・ 新規申請の場合
 - ① 千葉県先天性血液凝固因子障害等治療研究費申請書
 - ② 医師の診断書(上記①に係る)
 - ③ 保険証の写し
 - ④ 特定疾病療養受療証(お持ちの方)
- ・ 県内での住所移転の場合
 - ① 千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証記載事項変更届
 - ② 受給者証

4 お問い合わせ先

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部疾病対策課 アレルギー・難病対策室

電話 043-223-2662

FAX 043-224-8910